

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## レポート:コスト上昇からみる日系企業の中国進出の行方

中国では人件費の高騰を初めとする様々なコスト上昇要因が増加する中、昨年来、山東省での韓国系企業の無断撤退、香港・台湾系企業の珠江デルタ地域からの撤退といった事象が多く報道され、日本企業の間でも中国の投資環境に不安を抱く声が聞かれる。果たして、こうした撤退は一部の企業の一時的な現象に過ぎないのか、それとも外資企業の「中国離れ」にまで広がっていくのか、日系企業の今後の動向はどうなるのだろうか。本稿では、コスト上昇に焦点を当て、日系企業の中国進出の行方について考えてみたい。

### 【上昇する事業コスト】

確かに、製造業の進出コストは上昇している。主なコスト上昇要因としては下記の点が挙げられる。

- **「労働契約法」施行:** 本年1月1日から施行された「労働契約法」では、10年以上勤務、或いは期限付き労働契約を2回連続で締結した場合、労働者が希望すれば企業は無期限の契約締結が求められる等、新法施行が人件費の上昇に繋がりがかねない。
- **賃金上昇:** 物価高騰を背景に、最低賃金を引き上げる動きが各地で相次いでいる(図1参照)。上海では本年4月1日から14%引き上げ960元/月とし、国内最高水準となっている。
- **企業所得税統一:** 本年1月1日から新「企業所得税法」が施行され、外資企業と内資企業の税制一本化に伴い、外資に対する優遇措置が大幅に削減された。
- **加工貿易への規制強化:** 輸出に伴う増値税の還付率引き下げと加工貿易の禁止・制限類の対象品目が高汚染、高エネルギー消費、資源浪費型の製品を中心に拡大されている。加工貿易禁止類に該当する場合、輸入原材料に対し関税、増値税(17%)が課税され、また、加工貿易制限類に該当する場合、原材料輸入時に関税、増値税に相当する保証金を積まなくてはならない。
- **土地使用の管理強化:** 2007年から、工業用地最低価格基準の導入により、工業用地の払い下げに当たって地区ごとに定められた最低価格以上での公開入札が義務付けられ、また都市土地使用税の条例改正により、外資企業も土地使用税が課税されることとなった。
- **人民元高:** 2005年7月21日の人民元対米ドル相場の切り上げ以降本年4月迄で、人民元対米ドル相場は15%以上上昇しており、輸出企業の収益圧迫要因となっている。
- **エネルギー、水消費等に関わる環境規制強化:** 環境基準対応の厳格化が進んでいる。

図表1: 主要都市の最低賃金  
(2008年5月21日現在) (元/月)

市	実施日	月額	引き上げ前
北京	2007.07.01	730	640
上海	2008.04.01	960	840
天津	2008.04.01	820	720
大連(大連経済技術開発区、大連保税區)	2007.12.20	700	650
深セン(特区内)	2007.10.01	850	810
広州	2008.04.01	860	780

(資料)各省市労働・社会保障機構ホームページよりMURC作成

### 【撤退が相次ぐ韓国、台湾系企業】

コストの上昇は進出企業の収益を圧迫し、特に労働集約型企業に大きな打撃を与えるが、労働集約型企業の撤退が取り沙汰されている山東省、広東省には更に次の様な特徴があることにも注意したい。

韓国商工会議所の会員企業に対するアンケート調査によると、撤退を検討中の企業は約3割に上り、一方、清算手続きが複雑な為、山東省では韓国企業を初めとする外資企業が正式な手続きを踏まずに無断撤退するケースが増えているという。但し、これらの企業は中国の低廉な労働力を魅力に進出した紡績、皮革等の軽工業に集中し、労働契約法の施行や税制改正への対応が遅れている中小企業に見られる傾向と言われている。

広東省では、広州市の対外貿易経済合作部の調査によると、2007年の同市からの撤退・移転外資企業数は347社であったが、新設企業数は959社に上り、612社の純増となっている。撤退・移転した企業は香港、台湾系の中小企業が中心で、アパレル、雑貨、金属等の労働集約型企業に集中し、コストアップが主因と分析する一方、広東省政府としてはハイテク産業に対する支援を行い、産業の高度化を図っていくと言う。

【「中国離れ」ではなく「CHINA+1」を指向する日系企業】

一方で、日本企業の対中投資には大きな減少傾向は見られない。財務省の「平成 19 年対外・対内直接投資」に拠ると、2007 年の対中直接投資は前年比 1.9%増の 7,305 億円となった。内訳は、製造業が同 13.1%減で、特に電気機械器具、輸送機械器具でいずれも 3 割以上減少したのに対し、非製造業は 58.3%増(注)と大きく増加した。

(注:金融機関の現地法人設立が含まれ、金融・保険業の投資額は前年比 4 倍に増加した。)

日本企業の中国ビジネス感については、国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2007 年度)に興味深い内容が窺われる。有望事業展開先国に関するアンケート結果で、中国の有望理由として挙げる「組立メーカーへの供給拠点」というポイントはベトナムには見出せず、同じく「安価な部材・原材料」という優位性はベトナム、インド共に挙がっていない。他方、ベトナム、インドの課題とする「インフラが未整備」、ベトナムの課題とする「管理職クラスの人材確保が困難」という点は、中国の課題としては指摘されていない。

また、中国の有望理由としては「現地マーケットの今後の成長性」が圧倒的な首位を占めており、中国が製造拠点のみならず、「世界の市場」として大いに期待されていることが分かる。

これらの結果から、外資受入れで先行する中国では、既に物理的なインフラは整い、産業集積や管理職人材の構築が進み、「世界の工場」としての製造拠点の魅力は失われていないことが見て取れる。中国以外に拠点設立を検討する企業が増えてはいるが、こうした動きは一国集中のリスク回避や中国との相互補完をするものであって、「中国離れ」ではなくあくまでも「CHINA+1」の発想に基づくものと言えよう。

図表2:日系企業の海外事業展開有望先アンケート(有効回答社数:600社)

	中国	ベトナム	インド
有望理由	(回答社数計:336社) 社数 比率	(回答社数計:176社) 社数 比率	(回答社数計:246社) 社数 比率
	1.現地マーケットの今後の成長性 268 79.8	1.安価な労働力 125 71.0	1.現地マーケットの今後の成長性 208 84.6
	2.安価な労働力 169 50.3	2.現地マーケットの今後の成長性 94 53.4	2.安価な労働力 117 47.6
	3.現地マーケットの現状規模 101 30.1	3.他国のリスク分散の受け皿 64 36.4	3.有能な人材 73 29.7
	4.組立メーカーへの供給拠点 95 28.3	4.有能な人材 55 31.3	4.組立メーカーへの供給拠点 57 23.2
5.安価な部材・原材料 83 24.7	5.第三国輸出拠点として 35 19.9	5.現地マーケットの現状規模 37 15.0	
	5.政治・社会情勢が安定 35 19.9		
課題	(回答社数計:325社) 社数 比率	(回答社数計:142社) 社数 比率	(回答社数計:207社) 社数 比率
	1.法制の運用が不透明 211 64.9	1.インフラが未整備 68 47.9	1.インフラが未整備 112 54.1
	2.知的財産権の保護が不十分 177 54.5	2.管理職クラスの人材確保が困難 56 39.4	2.法制の運用が不透明 56 27.1
	3.労働コストの上昇 174 53.5	3.地場裾野産業が未発達 50 35.2	3.他社との厳しい競争 50 24.2
	4.他社との厳しい競争 146 44.9	4.法制が未整備 49 34.5	4.労務問題 49 23.7
5.税制の運用が不透明 127 39.1	4.法制の運用が不透明 49 34.5	5.投資先国の情報不足 48 23.2	
最も深刻な課題	1.法制の運用が不透明	1.インフラが未整備	1.インフラが未整備
	2.他社との厳しい競争	2.管理職クラスの人材確保が困難	2.他社との厳しい競争
	3.労働コストの上昇	3.地場裾野産業が未発達	3.投資先国の情報不足
	4.知的財産権の保護が不十分	4.法制の運用が不透明	4.労務問題
	5.課税強化	5.他社との厳しい競争	5.法制の運用が不透明
		5.治安・社会情勢が不安	

(出所)国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告-2007年度 海外直接投資アンケート調査結果」に基づき MURC海外アドバイザー事業部が作成。

【外資政策に照らした日系企業の進出の方向】

3月4日付の共産党機関紙「人民日報」は、「中国はもはや労働力や土地、環境などを犠牲にしてまで労働集約型産業を引き留める必要性はなく、高付加価値産業のいわゆる優良外資系企業に対する保護と支援を強化する」とコメントしている。

また、今年4月に商務部が発表した「2008年全国外商投資企業誘致についての指導意見」では、「先進型サービス業」、「環境にやさしい産業」を中心に絞り込んだ外資誘致の姿勢を明確に打ち出し、同じく4月に公布された「ハイテク企業認定管理弁法」では、企業所得税率 15%の優遇を適用するハイテク企業の中に、ハイテク製造業のみならず、「高技術サービス業」や「ハイテクによる伝統産業の構造」も含むとしており、外資であれば何でも歓迎された時代は終わり、投資の質に対する選別が進んでいる。

これらの一連の政策方針に鑑みると、コスト削減を最優先に、低付加価値品の輸出を主としてきた製造企業にとっては中国の優位性が弱まりつつあるものの、サービス分野も含めた高付加価値を有する企業にとっては、輸出に加え国内市場向けに新たなビジネス機会を見出すことが出来るのではないかと。コスト上昇という逆風下にある現在、投資環境を多面的に見直し、中国の位置付けを再考するよい機会かもしれない。

# EXPERT VIEW

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は4月末に公表された機械・電気関係製品輸入に関する3つの規則と関連の製品目録をとりあげます。

[規則]	
●「商務部、税関総署、国家質量監督検験検疫総局令 2008 年第 5 号(重点中古機電製品輸入管理弁法)」(2008 年 4 月 7 日公布、2008 年 5 月 1 日施行)	下記の「機電製品輸入管理弁法」に定められる輸入を制限する中古機械・電気関係製品の輸入許可の取得手続き・条件についての規則。
●「商務部、税関総署令 2008 年第 6 号(機電製品輸入自動許可実施弁法)」(2008 年 4 月 7 日公布、2008 年 5 月 1 日施行)	同じく機械・電気関係製品の輸入自動許可の取得手続き・条件についての規則。
●「商務部、税関総署、国家質量監督検験検疫総局令 2008 年第 7 号(機電製品輸入管理弁法)」(2008 年 4 月 7 日公布、2008 年 5 月 1 日施行)	機械・電気関係製品の輸入管理全般についての規則。
●「商務部、税関総署、国家質量監督検験検疫総局公告 2008 年第 37 号(「重点中古機電製品輸入目録」公布)」(2008 年 4 月 9 日公布、同年 6 月 1 日実施)	上記の「機電製品輸入管理弁法」と「重点中古機電製品輸入管理弁法」に基づいて制定された「重点中古機電製品輸入目録」についての公告。

### ●機械・電気関係製品の輸入管理に関する新規則が施行される

5月1日から機械・電気関係製品(以下、機電製品という)の輸入に関する上記3つの規則が施行された。「機電製品輸入管理弁法」は機電製品の輸入管理全般についての規則、重点中古機電製品輸入管理弁法と機電製品輸入自動許可実施弁法は個別の輸入許可に関する規則である。このうち、「機電製品輸入管理弁法」は、従来の関係規定を廃止、統合したもので、輸入手続きは基本的に変わらないが、機電製品の範囲を拡大したこと、また輸入を制限する中古製品を「重点中古機電製品輸入目録」で指定して輸入許可証発給の対象としたこと、が大きく変わった。

まず手続きを説明すると、製品によって輸入禁止、輸入制限、自由輸入(うち特定製品は輸入自動許可)に分けて管理され、輸入禁止は「輸入禁止機電製品目録」に記載される製品の輸入が禁止されるもので、輸入制限は「輸入制限機電製品目録」に記載される製品は輸入割当証明か輸入許可証を取得し、また「重点中古機電製品輸入目録」に記載される製品は輸入許可証を取得することにより、輸入ができる。自由輸入は、文字通り自由に輸入ができるが、「輸入自動許可機電製品目録」に記載されるものは輸入自動許可証の取得が必要とされる。輸入自動許可とは、輸入自体を制限するものではないが、輸入動向を監視する必要があるものを対象に、輸入自動許可証を発給して管理する制度をいう。

輸入割当証明が必要な製品を輸入するときは、地方・部門の機電弁公室を通じて商務部またはその他の國務院所管部門に申請し、輸入許可証が必要な製品については地方・部門の機電弁公室を通じて商務部に申請する。規定では、輸入割当証明は申請受理後 60 日以内、輸入許可証は同じく 20 日以内に発給の可否が決定される。また、「輸入自動許可機電製品目録」に記載される製品を輸入するときは、製品によって商務部または地方・部門の機電弁公室に申請するが、こちらは 10 日以内に輸入自動許可証が交付される。

上記の各目録のうち、「輸入禁止機電製品目録」と「輸入制限機電製品目録」は、これから制定される。今回、上記表中の 2008 年第 37 号公告により公布された「重点中古機電製品輸入目録」には、化学工業用設備、セメント生産設備、金属製錬設備、工事用機械、製紙用設備、電力・電気設備、食品加工設備・包装用設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラムの 99 品目が記載されている。(具体品目は、商務部のウェブサイト <http://www.mofcom.gov.cn/accessory/200805/1210755504417.xls> をご参照。)また、「輸入自動許可機電製品目録」は、「2008 年自動輸入許可管理貨物目録」の「目録二」(機

電製品 540 品目が記載)がこれに相当すると見られるが、いずれ調整される可能性がある。(この目録については、北京市商務局のウェブサイト <http://www.bjmbc.gov.cn/download/ad/10803103814.xls> をご参照。)

新しい規則で大きく変わったもう1つは、「機電製品」の範囲が拡大したことだが、機械や電気機器、電子製品だけでなく、鉄鋼・非鉄金属製品(管用継手、容器、線、ねじ、工具など)、さらに砥石、ガラス製外枠、時計、電子楽器、スポーツ用銃、家具、照明器具、玩具、ゲーム機、ライターまで含まれている。(具体品目は、「機電製品輸入管理弁法」の付表として税関商品コードとともに記載されているので、商務部のウェブサイト <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200804/20080405506217.html> でご確認ください。)これらは、今回の「重点中古機電製品輸入目録」には含まれていないが、今後制定される各種目録に入ると見られる。

なお、「機電製品輸入管理弁法」では、下表のとおり、適用の対象となるケースが示されているが、これらは今回、廃止となった旧「機電製品輸入管理弁法」や各種通知で個別に規定されていたものをまとめたもので、ほとんど変わらない。適用されないケースも、①外商投資企業が総投資額内で新品を投資、自己使用する場合、②加工貿易で再輸出のために機電製品を輸入する場合、③税関の監督管理により、暫時輸入後に再輸出、または暫時輸出後に再輸入する場合、④商品見本などで輸入時の価値が 5 千円を超えない場合、など同様である。

①加工貿易で輸入する有償設備	本弁法が適用。(注:上記各目録に記載される製品は、相応の輸入割当証明、輸入許可証または輸入自動許可証の取得が必要。以下、同じ。)
②加工貿易で輸入する外国側の無償提供設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 税関の監督管理期間(5年)満了後、引き続き元の企業で使用する場合、税関で監督管理解除手続きを行い、輸入許可証取得手続きと入国検閲検疫手続きは免除。</li> <li>b. 税関の監督管理期間内に監督管理解除手続きを申請、または監督管理期間満了後に元の企業で使用しない場合、本弁法が適用。</li> <li>c. 加工貿易で輸入した機電製品を内販、製品の内販、または自己で使用する場合、本弁法が適用。</li> </ul>
③外商投資企業が輸入する機電製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 内販または加工後に内販する場合、総投資額外の自己資金で新品を輸入する場合、及び中古機電製品を輸入する場合、本弁法が適用。</li> <li>b. 総投資額内で新品を輸入、使用し、税関の監督管理期間満了前に監督管理解除手続きを行い、国内で自己使用または転売する場合、本弁法が適用。税関は、相応の輸入許可証と検閲検疫証明により監督管理解除手続きを受理。</li> </ul>
④税関特別監督管理区域(区域と略称)または税関保税監督管理場所(場所と略称)を通過する機電製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 国外から区域または場所に輸入された機電製品、及び区域または場所を出入りする機電製品は、輸入許可証は免除するが、中古機電製品の場合、検閲検疫手続きを行い、税関が監督管理を行う。</li> <li>b. 区域または場所から区外に搬入される機電製品は、本弁法が適用。</li> <li>c. 区外から区域に搬入される、区内企業が使用する機器設備、及び区内の基礎施設建設に使用する機器設備で、中古機電製品の場合、本弁法は適用されない。(注:輸入許可証の取得を必要としない。)</li> </ul>
⑤リース貿易、補償貿易等の方式で輸入する機電製品	本弁法が適用。
⑥無償援助、寄贈または経済交流での寄贈により輸入する機電製品	本弁法が適用。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆4月の主要経済指標: 国家統計局の12日の発表に拠ると、4月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比8.5%上昇、3月の上昇率から0.1%の微増に留まったが、上昇の主因となる食品価格は同22.1%増と引き続き高水準で推移している。1-4月の固定資産投資は前年同期比25.7%増で、1-3月の増加率25.9%に比べ僅かに減少したものの、四川大地震の復興需要により、今後固定資産投資が再加速するものと見られる。4月の輸出の増加率は3月の前年同月比30.6%増より縮小して同21.8%増、輸入は前年同月比26.3%増、貿易黒字は前年同月比横ばいの166.8億米ドルとなった。外資利用額(実行ペース)は3月比16.8億米ドル減少したものの、前年同月比70%増の76.03億米ドルとなった。

<4月の経済指標>

項目	金額	前年比(%)	
固定資産投資(都市部)*	(億元)	28,410	25.7
第一次産業*	(億元)	320	71.6
第二次産業*	(億元)	12,512	25.9
第三次産業*	(億元)	15,578	24.9
工業生産(付加価値ベース)**	-	-	15.7
社会消費財小売総額	(億元)	8,142	22.0
消費者物価上昇率	-	-	8.5
工業品出荷価格	-	-	8.1
原材料・燃料・動力購入価格	-	-	11.8
輸出	(億ドル)	1,187.07	21.8
輸入	(億ドル)	1,020.29	26.3
貿易収支	(億ドル)	166.77	▲1.1
対内直接投資(実行ペース)	(億ドル)	76.03	70.0

\*:1-4月の累計ベース。  
 \*\*:独立会計の国有企業と年間販売額5000万元以上の非国有企業を対象  
 (出所:国家統計局等の公表データ)

◆2008年第1四半期の都市住民収入 浙江省が全国第2位へ: 国家統計局が14日に発表した第1四半期の都市住民家計調査で、浙江省の1人当たり平均収入が上海市に次ぎ全国第2位となった。長年第2位を占めてきた北京市は第3位へと順位を下げた。専門家は、第1四半期の浙江省のGDP成長率が北京市に比べ高かったこと、一方、北京市は株・ファンド等への投資家が浙江省に比べて多く、株式市場が大幅に下落したことが収入に影響したと分析している。

<Q1都市住民平均収入ランキング>

順位	地区	元/月
1	上海市	8,412
2	浙江省	8,015
3	北京市	7,094
4	広東省	6,196
5	江蘇省	5,899

(出所)国家統計局

### 【産業】

◆4月の全国70大都市の不動産価格 伸び率は若干減速: 国家発展改革委員会、国家統計局の調査に拠ると、4月の全国70大都市の不動産価格は前年同月比10.1%上昇したが、伸び率は前月比0.6ポイント低下した。2月以降、上昇鈍化が続いている。また、新築物件の販売価格は同10.8%上昇したが、伸び率は前月比0.6ポイント低下した。前年同月比で値上がりが見られたのはウルムチ(22.0%)、海口/海南省(19.2%)、寧波/浙江省(17.8%)、蚌埠/安徽省(16.3%)、北京(16.1%)。一方、前月比で値下がりした都市は深圳(▲2.2%)、三亜/海南省(▲0.5%)、泉州/福建省(▲0.4%)、合肥/安徽省(▲0.3%)等の都市。

### 【貿易・投資】

◆小売店舗のレジ袋有料化 管理規定発布: 商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局は15日、「小売店舗におけるレジ袋有料使用管理弁法」を発布。6月1日より施行する。主な内容は、①小売店舗が消費者に提供するレジ袋の有料化、②国家基準を満たさないレジ袋の使用禁止、③違反した場合の罰則等。レジ袋使用量の削減により資源の節約、環境の保護が図れるものと期待されている。

### 【金融・為替】

◆中央銀行 インフレ抑制を最優先 金融引き締め政策を堅持: 中国人民銀行(中央銀行)は14日、「2008年第1四半期貨幣政策施行報告」を発表。第1四半期の中国経済は安定的且つ比較的速い発展を維持、金融情勢についても全般的に安定し、貸出の増加ペースが徐々に鈍化する等、金融引き締め政策は一応の成果を挙げたとした。但し、物価上昇速度が速く、今後はインフレ抑制をより一層重要な優先課題として位置づけ、①流動性管理の強化、②適切な金利コントロールの活用、③窓口指導の強化と貸出構造の優良化、④国際収支の不均衡是正、⑤直接金融の発展促進を政策の柱に、金融引き締めを堅持する方針を明らかにした。

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利(1wk)	上海A株指数	前日比	
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close				
2008.05.12	6.9835	6.9828~6.9893	6.9882	-0.0036	6.7330	-0.0245	0.8960	-0.0005	10.7901	-0.0283	3.2000	3805.75	14.23
2008.05.13	6.9909	6.9860~6.9949	6.9889	0.0007	6.7475	0.0145	0.8963	0.0003	10.8304	0.0403	3.3000	3735.70	-70.05
2008.05.14	6.9945	6.9875~7.0034	7.0030	0.0141	6.6556	-0.0919	0.8974	0.0011	10.8012	-0.0292	3.4500	3837.74	102.04
2008.05.15	7.0000	6.9929~7.0040	6.9946	-0.0084	6.6729	0.0173	0.8965	-0.0009	10.8536	0.0524	3.4900	3816.50	-21.24
2008.05.16	6.9898	6.9873~6.9999	6.9890	-0.0056	6.6857	0.0128	0.8960	-0.0005	10.8353	-0.0183	3.9600	3802.85	-13.65

## RMB レビュー&アウトLOOK

前週末の海外市場で米ドルが対主要通貨で軟調推移となったこともあり、今週の人民元は週初の中銀公表基準値が為替制度変更後の最高値となる6.9820に設定され、日中取引価格も週初より週間高値となる6.9828まで上伸する展開となった。同高値水準では、実需筋の米ドル買いも散見され週央には一時7台まで反落する局面も見られたが、結局、根強い人民元需要に6.98台まで値を戻し越えとなった。

今週は週初に重要経済指標の発表が相次いだ。4月の貿易収支については市場予想を上回る166.8億米ドルの黒字となり、懸念されているほどの先進国向け輸出の悪化が見られなかったが1-4月では当局が一次産品の輸入を増加させている状況も明らかとなっており、今後の黒字幅縮小もやや懸念されるところ。4月の消費者物価指数は前年同月比+8.5%と3月を0.2ポイント上回り、本年2月(同+8.7%)を除くと1996年5月以来となる高水準でありインフレ圧力が継続していることが明らかとなった。これを受けて12日には預金準備率の再引き上げ(+0.5%、20日から施行)が発表されている。

週初の四川省大規模震災の影響については未だ不透明な状況でもあり、来週の人民元相場は方向感の出にくい展開を予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。